

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

前回に引き続き、裁判所法改正案について大臣にお伺いしたいと思います。前回以上に質問通告は丁寧に行っておりますので、ぜひ立派な答弁をお願いいたします。

前回、この委員会で、私は、法案の目的が法曹志願者の増加にあるということをお大臣に確認した上で、しからば、この給費制というものを今回導入したとして、その上で今の司法試験制度を維持したとして、司法試験の受験者数はふえるのだろうかという問題提起をしました。その問いに対して、前回の答弁を振り返ってみますと、法曹志願者の確保につながるのではないかなという半信半疑のようなお答えでございました。

改めて伺いますけれども、給費制を導入した上で現行の司法試験制度を維持した場合、来年の司

法試験の受験者数はふえるのかどうか、お答えください。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいたします。

司法試験の受験のためには、法科大学院の修了または予備試験の合格ということが前提になります。したがって、今回の制度導入の効果が直ちに来年の司法試験の受験者数の増加につながるのかと言われると、その点は、そうだというふうに申し上げるのは非常に難しいかもしれません。

ただ、修習給付金制度が創設されれば、法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消することはできる、法曹志望者の確保につながるということはあるのではないかと、このように考えております次第であります。

○階委員 事実に基づいて、証拠に基づいて、法務大臣ですから議論をしていただきたいと思うんですが。

証拠という意味でいえば、今、大臣もおっしゃったように、司法試験を受けるためには、法科大学院を修了するか予備試験を受けるか、どちらが必要ですか。しかるに、法科大学院の入学者数というのがどんどん減ってきておりまして、多分、来年受ける法科大学院の修了者の方は過去最低になるだろうと思います。他方で、予備試験の合格者数というのは、ここ数年、四百人前後で推移しておりますから、ここが大幅にふえるということはずまないのではないかと、ここを考えると、来年もやはり減少するのだろうというふうには私捉えています。

ただ、この客観的な事実だけではなくて、本来であれば、実はもっと減少していてもおかしくないということを申し上げたいと思います。

司法試験法第五条、きょうの資料の一番最後のページにつけさせていただいております。この中で四角で囲っている部分を、ごらんいただきたいんですが、「司法試験予備試験」という第五条の条文があります。「司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的」となっております。

この中で、第一項第一号というのは、その前の四角で囲っておりますところをごらんになっていただくと、法科大学院を修了した者ということが読めるわけです。

ということは、司法試験予備試験の合格者と法科大学院の修了者、これが大体同じレベルにあるということが法律で要求されていることです。

しかしながら、今、法科大学院修了者と予備試験合格者との間で司法試験の合格率が著しく格差があるということは、前回指摘したとおりです。大体、予備試験合格者は六割、そして法科大学院修了者は二割ということで、三倍ぐらいの開きが合格率としてあるわけです。

ということは、この第五条に違反して、本来、修了すべきでない者に法科大学院の修了資格を与えているというふうには言えるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○盛山副大臣 階委員の御指摘、特に合格率の部

分、先日来、御指摘していただいたそのとおりで、数字の差というんですか、こういうことを、我々も大変大きな関心をというんでしょうか、課題であると私たち自身も考えているところでございます。

それで、先生の御指摘、あるいはもうこれまでもこういった御指摘がいろいろあったわけでございますので、こういう指摘を踏まえまして、文部科学省において、法科大学院修了者の質の向上を図るため、法科大学院教育の質の向上を図るとともに、法科大学院修了認定の厳格化を進めるべく、法科大学院の認証評価などに関して必要な措置を講じ、今、一定の効果を上げる方向に進んでおる、そんなふうに思っております。

御案内のとおり、推進会議の決定では、平成三十年度までが法科大学院の集中改革期間とされておりまして、我々法務省としましては、その改革の成果を注視しているところであります。

**○階委員** 今の時点での現状認識を大臣にお尋ねしますけれども、先ほど私が読み上げました司法試験法第五条に照らして、今の合格率の違いというのは、本来同じレベルであるべき法科大学院修了者と予備試験合格者との間で著しくレベルの違いがあるということ、この合格率の格差というのは如実に物語っているわけですか。

つまり、五条に違反した状態にあるという認識は、大臣、ありますか。大臣にお尋ねします。  
**○金田国務大臣** 委員の御指摘は、そのデータからいきますと、第五条の、「前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法

律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、「この予備試験を行うということなんですから、これが第四条の一項、二項と比較してというお話であれば、これは非常に御指摘のとおりだなというふうに思います。

ただ、この法科大学院が、現在、ただいま副大臣から申し上げましたように、平成三十年度までを……（階委員「そこまでは聞いていません。繰り返しになりますので結構です」と呼ぶ）よろしいですか。（階委員「はい」と呼ぶ）

**○階委員** 今、私の指摘はそのとおりだとおっしゃっていただきました。

確認しますが、現在のこの状況は第五条に違反しているという認識だということで確認させていただきます。

**○金田国務大臣** 私が申し上げましたのは、先ほど、予備試験を経た方が司法試験で六割、そして、法科大学院を経た方が二割という実態を、この趣旨からいくと、同程度に達していないのではないかと、この趣旨でおっしゃっている意味をそのとおりと申し上げたつもりであります。

**○階委員** 要するに、現状認識は、第五条にそぐわなくなっているということはお認めになったという事でよろしいんですかね。大臣の現状認識、違いますか。

**○金田国務大臣** お答えをいたします。私の方からは、何度も繰り返しになって恐縮なんですけど、五条に照らしてというよりも、ですから、その両方の試験で合格率が違うぞということ

を、確かに委員がおっしゃるとおりであるんだなという意味は、前回の審議の中からも御指摘があったと思うんですが、そういう傾向は自分もそのデータで見えておるわけですが、現時点でそれを、例えば五条に照らしてどうだという話については、私は評価することは困難である、このように思っております。

**○階委員** いや、評価できますよ。だって、「同等の」というふうに第五条に明文で書いているじゃないですか。同等だったら、合格率がこんなに違うはずがないんじゃないですか。第五条は「同等」という文言を使っていますよ。これとは反していませんか、今の合格率の水準からすれば、簡単に判断できる問題です。大臣、お答えください。

**○金田国務大臣** 繰り返しになりますが、四条、五条の評価はそれのみをもってできるかということもありますし、三十年度までに、現在やっている検討というのもございます。

したがって、現時点での評価をそのように申し上げることまでは、私は申し上げたいと思っております。

**○階委員** 法律を文言どおり読んだら、同等じゃないんじゃないですか、今。何でそんな答弁、逃げるんですか。事前に通告しているんですから、それぐらい、やはり現状認識を正しくしないと対応策を間違えるんですよ。それは、前回指摘したアンケート調査結果についてもそうです。

この第五条に照らして今の現状はそぐわないということはお認められた方がいいんじゃないですか。

第五条に反した状態にあるということは認めていただかないと、建設的な議論にならないと思いませんよ。どうですか、大臣。

○金田国務大臣 委員の御指摘、ただいまの部分につきましては、先ほども申し上げましたが、やはり、平成三十年年度までを法科大学院の集中改革期間としておりますし、「修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。」とされておりまして、したがって、法務省といたしましては、その改革の成果を注視している部分というのはあるかと私は思うのであります。

したがって、現時点でただいまの委員の御指摘のような評価をするという点については、留保させていただきますかと思えます。

○階委員 もう一回。これは現状認識を聞いています。これからどうしていくか、改革をどうするかというのを聞いていません。現状認識として、五条に違反していないかどうか、これだけ端的にお答えください。

○金田国務大臣 お答えをいたします。

司法試験法の第五条は、予備試験の目的を定めた規定だと思えます。現状がその目的に反しているというふうに認めることは現時点ではまだ困難である、このように思っております。

○階委員 その理由は何ですか。お答えください。現状が反していないと考える理由をお答えください。

○金田国務大臣 お答えします。先ほど申し上げたことにもなるんですが、平成

三十年度まで、今、二十九年度に入ろうとしております、三十年度までを法科大学院の集中改革期間といたしましてその改革が行われる、そしてそれを、目指すものがある、そういう状況の中で、法務省としては、やはり、その改革、目指すものの成果を見た上で評価をするということが非常に重要な、こういうふうに考えておるわけでありまして。（階委員「現状認識を聞いても答えていません」と呼ぶ）

○鈴木委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○鈴木委員長 速記を起こしてください。

階委員。

○階委員 今、委員長にも御差配いただいたんですけれども、要は、今、改革期間中だから法律違反があるとかそういうことを言うのはちよつと差し控えるということでしょうか。差し控えるという意味ですか。それとも、そもそも現状が五条違反とは認識していないということですか、どちらですか。

○金田国務大臣 現時点でのといいますか、現時点のみの状況を取り上げて評価するのは相当でない、時期尚早というんでしょうか、若干尚早ということを含めて申し上げているつもりであります。

○階委員 時期尚早という話が出ました。時期尚早ではありません。私は、ちゃんとデータに基づいて言っております。

資料の三ページをごらんください。平成二十四年から予備試験の合格、始まっています。平成十四年、予備試験合格者の司法試験合格率六八％、

それに対する法科大学院修了者の合格率二四・六％。以下、順次申し上げます。七一％と二五％、六六％と二一％、六一％と二一％、六一％と二〇％、この数字を見て私は言っているんです。時期尚早と言えるんですか、これで。大臣、答えてください。

○金田国務大臣 委員の御指摘で、この三ページ、ございます。

私どもとしては、客観的結果は認識をいたしました。いな、こういうふうには思っているわけでありまして。ただ、現時点で評価をするのはやや時期尚早ではないか、このように考えております。

○階委員 信じがたい答弁ですよ。見たいものしか見ない、事実から目を背けている。だから、法案を、びぼう策しかできない。私は、こういうやり方では法曹志願者は絶対ふえないと思えますよ。もし法律に忠実に法科大学院の修了者を決めて、そして、例えばですけれども、予備試験合格者と司法試験の合格率が同水準になるようにしたならば、実は、今よりもっと法科大学院の修了者は激減して、法曹志願者、司法試験の受験者も減るんですよ。こうしたことも視野に置いて危機的状況だということを認識していただかないと、やはり適切な対応はできないと私は思いますよ。見たいものしか見えないんじゃないですか、大臣。おかしいですよ、時期尚早というのは。本当に時期尚早という答弁でいいんですか、大臣、お答えください。

○金田国務大臣 私が申し上げてまいりましたのは、先ほど副大臣からも現状については申し上げ

ましたが、委員の御指摘の現状というのは、私もその資料の範囲内で認識をいたしております。

そういう中で、現時点で評価をするとした場合に、推進会議決定におきまして、平成三十年年度までを法科大学院の集中改革期間として、その中で努力を、相当程度が司法試験に合格できるように充実した教育が行われることを目指すんだ、努力をしたい、こういうふうになっておるわけでありますので、その改革の成果というものもやはりあわせて注視していく必要があるのではないかと。

だから、その評価を聞かれた場合には、現時点で、今この段階で評価をするということが妥当かどうかというふうには私は考えている、このようにお答えをいたします。

**○階委員** さつきと矛盾していますよね。差し控えるのか、違反していないと考えるのか、どっちかということに対して、違反していないと考えるという答弁だったと思います。しかし今は、現時点での評価は控えるかのような答弁でした。どちらなんですか。

**○金田国務大臣** 何度もお答えして恐縮ですが、現状はしっかりと認識をしている、これはよろしいと思います。検討はしっかりとしていく、これもあるのであります。そして、現時点で断定的な評価をすることが難しいということを申し上げている、このように考えております。

**○階委員** その文脈の中で、先ほど時期尚早と言われました。時期尚早というのは間違っていますか。時期尚早ということは維持されますか。撤回しませんか。

**○金田国務大臣** 時期はやや尚早ということを上げました、先ほどは。（発言する者あり）いやいや、お聞きになつていっていると思います。だから時期は、現時点では評価は難しいと申し上げたわけでありまして、時期はやや尚早と、ややというのをつけ加えて申し上げさせていただきましたが、三十年度までに検討していく一方での努力がありますから、それもあわせて判断をする、評価をするというのが私には妥当ではないか、このように申し上げているのであります。

**○階委員** 現時点での評価を聞いているのに、平成三十年度まで評価しない。何を答えているんでしょうか。現時点での評価を聞いているんです。現時点での評価はどうなんですか。差し控えるということですか。

**○金田国務大臣** 繰り返しになりますが、現状はしっかりと認識をしております。

ただ、一方で検討をしっかりとしていくという状況にありますから、断定的な評価を現時点ですることは難しい、このように申し上げているわけであります。

**○階委員** いや、全然話が進まないんですよ。何か別に、私はこれで責めようということを考えているわけじゃないんですよ。現状を正確に認識しないと判断を誤りますよ。つまり、違法状態ということを認めることによって、この合格率を両者近づけていかなくちやいけないということに話はなつてくるんじゃないですか。そういうことを議論していきたいんですよ。

にもかかわらず、現状は五条と違反しているか

どうかについて明確な判断をせず、かつ、時期尚早だなんて、とんでもないことですよ。時期尚早どころか、もう時期を失っていますね、まさに。時期を失っています。驚くべき問題意識の乏しさだと私は考えます。（金田国務大臣「やや尚早と申し上げた」と呼ぶ）やや尚早でも同じことです。そこで、私、もう時間が押し迫ってきたので、多少はしよりながら行きますけれども、前回の質問のときに、私が法学部のアンケート結果を示しました。そのときに大臣は、こういう精緻な資料を何枚かいただいてこの話に臨んだことは、私は残念ながら初めてだと答弁しました。これも驚くべきことでした。

まさに肝心かなめの法科大学院に行くということが、法学部生にとっては経済的、時間的あるいは試験的な負担につながっていて、かつ、それまで負担を負ったとしても合格率が低いという、この見返りの乏しさ、これが、受験を諦めたり、あるいは、そもそも受験を目指さなかったり、その大きな理由になるということは、あのアンケートからまず真つ先に出てくるべき帰結だと思うんですよ。

こうした情報が、なぜ大臣に上がらないのか。法務省の組織のあり方として極めて問題だと思いますが、大臣、いかがですか。

**○金田国務大臣** ただいま御指摘があった階委員の御質問にお答えしますが、私は、法務大臣になる前から、さまざまな若い人たちもおつき合っていますし、いろいろな御意見は何つております。また、そういう志のある方を子供に持つてい

る親御さんとも多く接しますから、いろいろなお話は伺っております。

したがって、今どういう問題が法科大学院にあるのかというのは、非常に、聞いて自分なりにそれを持つているものですから、この前は、階委員の非常に細かい数字ではあったんですが、でも、この資料はよく我々にお出しただいたなどという思いがあつて、それでああいう発言をいたしました。

法務省と言われましたので私が申し上げますと、委員が提示された資料自体は、あの場で初めて見ました。でも、アンケートによる調査結果については、担当部局がその段階でいろいろと、適宜の機会というんでしょうか、そういう説明をしておりますが、あの数字について一つ一つを丁寧に委員から御指摘いただいたことに、私は、今まではいろいろな人の意見を自分なりにまとめていた、そういう思いをあの場で整理されたような気がしまして、申し上げた次第であります。

○階委員 苦しい弁解だと思えますけれども、要は、きょうもつけていますけれども、私のつけた資料の四ページから七ページぐらいにかけて、前回お出したものと同じものをつけております、このデータを見ないで今回の法案を国会に提出されていたということ、よろしいんですね。

○金田国務大臣 アンケートによる調査結果に基づいて担当部局が分析、検討した内容については、今回の給費制の制度、新設をするに当たって、努力をするに当たっては非常に説明をしておったというの、私はしっかりと覚えております。

でも、そういうかねてからの適宜の機会を得ての説明よりも、この議論の中で、階委員の質問で非常に、何か私が、先ほども言いましたが、いろいろな親御さんや御本人たちの意見を聞いていて感じたことがうまくその場でまとめてもらったという思いを持ったということでありまして、この法案のベースになる給費制度の新設についての努力のプロセスでは、その都度、その全貌をどんどん言われていたわけではないかもしれませんが、それはお聞きをしております、組織のあり方としては私は問題ないものと考えております。

○階委員 私の資料に対してお褒めいただいたということであればそれは感謝しますけれども、問題はそこじゃないんですよ。

法案を作成する前に私のような説明を部下である官僚からもらっていないと、判断を誤るじやないですか。どうですか。こういう部下の説明の仕方ではないんですか。先ほど申し上げましたように、都合のいいところしか見ない、大臣に伝えない、こういう組織のあり方ではないんですか。お答えください。

○金田国務大臣 何度も申し上げておりますが、かねてから、司法修習生の皆さんに対する熱い思いを持った、法務省における担当部局の皆さんのいろいろなお話をしっかりと私は受けていたつもりであります。したがって、私は、組織のあり方としては問題はない、このように思っております。○階委員 大臣、よく法務大臣は、法と証拠に基づいて事実を見きわめる、物事を判断すると言われますよね。きょうの質疑で明らかになったのは、

事実を見きわめていないし、証拠に基づいてもいないし、そして、司法試験法第五条にも基づいていない。法と証拠に基づいてというのは、全く絵に描いた餅になっているということが明らかになっていると思います。

もう最後の方の時間になってきましたけれども、最高裁に端的にお伺いします。

定員法も今実は審議になっていましてね。毎年この法案は審議になって、私も質問しています。昨年の附帯決議で、第六項で、平成二十五年三月二十六日の附帯決議を踏まえ、最高裁において、判事補の定員の充足に努めるということも決議しています。

努力をされたということは事前に伺っておりますけれども、努力の仕方については、もう時間がないので聞きません。努力したのになぜ欠員が、きょうの資料の十ページに出ていますけれども、新任の判事補が入った後の欠員というのがこの表の一番右側です。ごらんいただければわかるように、平成二十八年度百二十八人。今回減員で二十七減りますけれども、それを差し引いても百三、むしる昨年よりもふえるわけです。

なぜ努力しても欠員の補充ができないのか。その前のページを見ますと、新任判事補の数もどんどん減ってきている。どんどん減ってきていて、今は、司法修習終了者が千七百人もいるのに、七十八人しかとれない。振り返ってみれば、平成六年あたり、五百九十四人しか終了者がいないのに、百二人もとれていた。

なぜ、合格者がこれだけふえているのに、判事

補の採用がこれだけ減るのか。これはひとえに、私が推測するに、司法試験合格者あるいは修習終了者、その質の低下ではないかと思うんですが、この点について明確な答弁をお願いします。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所といたしましては、判事補の充員のためにできる限りの努力に努めているところでございますが、裁判官にふさわしい資質、能力を備えているということが必須であるということがありませぬ一方、司法修習生の側におきましては、弁護士として活躍する分野が広がっているということに加えて、優秀な修習生については涉外事務所等の法律事務所と競合するといった事情もございませぬので、裁判官としてふさわしい資質、能力を備えた者でありませぬ、裁判官への任官を希望する者が大きく増加している状況には必ずしもなっておりませぬ。

また、こういった法律事務所との競合に当たりましては、裁判官の場合には、全国に均質な司法サービスを提供するなどのため全国的な異動が避けられないというところもあるところでございませぬ、そういった点も隘路となっている状況もあるのではないかと考えているところでございませぬ（階委員「時間がないから、もう終わりでもいいですよ」と呼ぶ）

以上でございます。

○階委員 最後に、法曹志願者の質的、量的な危機、これを改めていくためには、給費制の復活だけでなく、司法試験の受験資格の見直しが必要

欠ではないかと私は考えます。

大臣に、最後、その点についてだけ答弁をお願いします。

○金田国務大臣 階委員からの御指摘は、前回と本日、非常に参考になる御意見をいただいたと思っております。

そういう意味においては、前回も今回も申し上げておりますが、推進会議決定で、平成三十年までを法科大学院の集中改革期間としている、そして、修了者のうちの相当程度が司法試験に合格できるように充実した教育が行われることを目指すとされておる中であります。

したがって、そういう努力をしつかり注視しながら、御指摘の課題については今後もまた議論をさせていただきたい、このように思っております。

○階委員 ツーレートのしたいと思います。終わります。